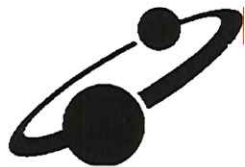


# 会報

令和4年 新年号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei\_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

全中連 (協)大阪中小企業経営センター

発行責任者 和田悦子

全中連(協) 大阪中小企業経営センター

理事長 和田悦子



謹んで新年のお祝いを申し上げます。

会員の皆さまにはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

歳(おごそ)かに響く『除夜の鐘』は大晦日の深夜からつき始め、年内に一〇七回、新年を迎え年が明けたタイミングで最後の一回をつくのが一般的です。

仏教ではもともと、お正月とお盆の年二回ご先祖様を祀る儀式があったそうです。それが時代と共にお盆はご先祖様のお参り、お正月は年神様のお参りという形に変化し、大晦日に『除夜の鐘』をつく儀式が風習として受け継がれていると言われています。『除夜』とは大晦日の夜を指す言葉でもあります。

『除夜の鐘』をつく回数一〇八回、その理由には幾つかの説があります。一番有名な説は、人間の一〇八個の煩惱を払うためという説で、怒り苦しみ・欲望などを取り払い、新しい気持ちで新年を迎えるというものです。次に、一年の月の数(一二)と、一年を二十四の季節に分ける二十四節気の二十四、二十四節気の各節気をさらに三つに分けた七十二候の七十二を足した一〇八という説です。もう一つは、鐘について四苦八苦を取り払うという説で、仏教用語で四苦八苦とは『避けることのできない苦しみ』という意味があり、四苦(四×九)十八苦(八×九)の語呂合わせで一〇八となります。いずれの説も『除夜の鐘』を鳴らすことで、今年一年の苦しみや悩みを取り去るといふ意味があります。

本来は、日頃から仏教の修行を積むことにより煩悩を取り除き解脱する(悟りを開く)ことが出来るのですが、『除夜の鐘』は厳しい修行を積んでいない我々も苦しみや煩悩を断ち切る事が出来るという信仰が現在まで伝わり、年末の儀式として続いているのだそうです。

耳を澄ませば、どこかから『除夜の鐘』が聞こえたのではないのでしょうか。

コロナ禍の今だからこそ、澄んだ鐘の音色は、一年の悩みや苦しみを取り去り、新しい年への希望と活力を与えてくれる力になることでしょう。

今年こそ、新型コロナウイルス感染症が収束して何気ない日常を過ごすことが出来ますように、そして、皆様にとって輝かしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

# 役職員一同及び連携支援機関



## 謹賀新年

〃	〃	顧問	〃	監事	〃	〃	〃	理事	専務理事	〃	副理事長	理事長	役員
宮地邦吉	西嶋優	杉本政雄	南政幸	藤原正人	山添浩平	山形勝也	本田浩基	西弘美	泉原幸延	堀江孝司	仲野明	和田悦子	

(五十音順)

社会保険労務士	山添社会保険労務士事務所
山添浩平	

〃	行政部	〃	〃	〃	税務部	税理士・行政書士	ホンダ総合会計事務所
南政幸	西弘美	中井優治	戸田隆大	津村剛	泉原幸延	本田浩基	

社会保険労務士	税理士・行政書士	弁護士	顧問
山添浩平	本田浩基	井上健策	顧問



# 第30回定期総会開催！



令和3年11月26日（金）午後6時30分より協同組合大阪中小企業経営センターの第30回定期総会を、協同組合事務所1階応接室にて開催いたしました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑みて、少人数の役員出席と書面議決により、總會のみを開催することとなりました。

先ず初めに司会者の仲野明副理事長より、本總會は有効に成立している旨を宣言後、経営センターを代表して、理事長和田悦子より、役員の方々へ感染拡大が収まらない中での理事会の開催等組合運営へのご協力と本日総会へのご出席に対するお礼を述べ、一日も早い新型コロナウイルスの収束と組合員・会員の皆様のご健康を祈念致しておりますと挨拶させていただきました。続いて、山形勝也理事が議長に選出されました。議事

日程に従い、議長より、第1号議案「令和3年度活動報告」・第2号議案「令和3年度会計報告・剰余金処分（案）」及び監査報告」・第3号議案「令和4年度活動方針案」・第4号議案「令和4年度予算案」の4議案について、組合員の方々より可決成立に有効な書面議決書が提出されていることを述べ、本日の議案は各々原案通り承認可決されたと報告しました。

司会者より組合員の皆様のご協力により議案は全て承認可決された旨を述べ、第30回定期総会は無事終了いたしました。

組合員・会員の皆様のご協力を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。次回総会が従来通りに開催出来ました際には、是非共にご出席を賜りますようお願い申し上げます。

# 建退共

## 令和4年4月からの加入・履行証明書の発行基準の改定について

建設業退職金共済（建退共）の加入・履行証明書の発行基準が令和4年4月1日から全支部統一となります。

発行基準は建退共制度における電子申請方式の導入とともに、建退共制度の適正履行の確保のため変更となり、**発行基準の条件を充たしていないと証明書の発行が出来なくなります。**

なお、厚生労働省・国土交通省と建退共本部で発行手続きにおける審査について、現在、検討されています。

### ◆ 発行基準 ◆

#### 1. 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
  - ア. 加入後1年未満の方
  - イ. 季節労働者、高齢、病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
  - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

#### 2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記の①～④の合計額）が、令和3年10月1日以降は、被共済者数に1人当たり80,640円（※1）を乗じた額（上記1.②アに該当する方については、加入後の月数に6,720円（※2）を乗じた額、1.②イに該当する方については、労働日数に320円（※3）を乗じた額）以上であること。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
  - ② 共済証紙購入額
  - ③ 前年度から繰り越した共済証紙の額
  - ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額
- （※1） $320円 \times 21日 \times 12月 = 80,640円$ を乗じた額  
 （※2） $320円 \times 21日 = 6,720円$ を乗じた額  
 （※3） $320円$ を乗じた額

2枚必要 記入例

**建設業退職金共済事業加入・履行証明願**

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

勤 務 者 退 職 金 共 済 機 構  
 建 退 共 大 阪 府 支 部 表 彰

住 所 大 阪 市 中 心 区 北 浜 裏 1-30  
 名 称 O O 建 設 株 式 有 限 公 司  
 代 表 者 代 表 取 締 役 佐 藤 健 太 郎  
 電 話 番 号 06-6941-3650

① 共済契約成立日 令和 3 年 1 月 1 日  
 ② 共済契約者番号 77-98765  
 ③ 決算日及び決算期間 平成 30 年 1 月 1 日 ~ 平成 30 年 12 月 31 日  
 ④ 前決算日における被共済者数 5 人  
 ⑤ 前決算日における過去1か年間の証拠購入額 93,000円  
 ⑥ 前決算日における過去1か年間の元請から現物で交付を受けた証拠紙の金額 93,000円  
 ⑦ 前決算日における過去1か年間の下請へ現物で交付した証拠紙の金額 31,000円

⑧ 前決算日における過去1か年間の公共工事 68,410千円  
 ⑨ その他 31,983千円  
 ⑩ 合計 100,402千円

**建設業退職金共済事業加入・履行証明書**

上記のとおり間違いのないことを証明します。

令和 年 月 日  
 勤 務 者 退 職 金 共 済 機 構  
 建 退 共 大 阪 府 支 部 表 彰  
 支 部 長 高 田 守 弘



例) 共済証紙の購入のみで、被共済者3名・月21日出勤の場合  
320円×月21日出勤×12月×3名=241,920円(退職給付拠出額)

3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について(令和4年度から)  
共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

#### 4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む。)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

### ◆ 申請時に必要な書類 ◆

証明書の交付を受けるには、「加入・履行証明願」の他に下記の書類の提出が必要になります。

(決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、③④⑤は不要です。)

#### ①共済手帳受払簿(写)

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数があるかを確認します。

#### ②出勤簿等(左記1. ②イの被共済者がいる場合のみ)(写)

年間就労日数が少ない方(1. ②イ)の出勤状況を確認します。

#### ③共済証紙受払簿(写)

共済証紙購入額・下請に現物交付した共済証紙の金額(2. ③、④)を確認します。

#### ④退職共済制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。)

#### (退職共事務受託様式第2号)(写)

決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書(写)を添付してください。購入した証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付し、下請が受領しているか(2. ④)を確認します。

#### ⑤工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。建退共の求めに応じて、提示してください。

#### ⑥発行手数料

1通当たり500円(大阪府支部)



### ◆ 証明書発行に要する期間について ◆

大阪府支部では、現在、発行に要する期間について検討中です。  
新年度からは余裕をもって発行準備が必要になるため、ご注意ください。

# 令和4年度税制改正 (案)

## 税務

～はじめに～

コロナウイルスによる影響が今もなお多方面において続いております。そのような情勢の中、政府・与党による令和4年度税制改正大綱が12月10日に決定されました。今回は、主な改正内容について一部掲載していきます。

## 1. 住宅ローン控除

住宅ローン控除について、適用期限を令和3年12月31日から令和7年12月31日まで4年間延長するとともに、下記の見直しを行います。

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅等の場合	令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
	令和6年・7年	2,000万円		10年
認定住宅の場合	令和4年・5年	5,000万円		13年
	令和6年・7年	4,500万円		

※既存住宅等の場合における借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年

※適用対象者の所得要件が3,000万円から2,000万円へ引き下げられます。

## 2. 消費税課税

～適格請求書等保存方式に係る見直し～

適格請求書発行事業者の登録について、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求発行事業者となることができることとなります。

※上記の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しません。



### 3. 証拠書類のない簿外経費

仮装隠蔽行為が行われて提出した確定申告又は無申告年分の経費について、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、所得の計算上、必要経費に算入しないこととされます。

①次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合

- その者が所得税法の規定により保存する帳簿書類
- 上記に掲げるもののほか、その者がその住所地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

②上記①に掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の起因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

### 4. その他

- 税理士制度の見直し（物理的な事務所判定基準の撤廃など）
- 所得拡大促進税制の見直し及び延長
- 財産債務調書制度等の見直し
- 少額減価償却資産の特例の一部除外資産の制定
- 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例
- 直系卑属から住宅資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長
- 交際費等の損金算入の特例の適用期限の延長・・・etc



税制改正案ですので、まずは抜粋して主な税制について簡便にご紹介させて頂きました。今後、法案が通りましたら、次回以降の会報でご説明していきたいと思っております。

令和4年度 法律相談日
1月13日(木)
2月 3日(木)
3月 3日(木)
4月 7日(木)
5月12日(木)
6月 2日(木)
7月 7日(木)
8月 4日(木)
9月 1日(木)
10月 6日(木)
11月10日(木)
12月 1日(木)

会員の皆様にご好評を頂いております当経営センターの無料法律相談は、毎月第一木曜日(午後五時より)、担当弁護士は当経営センターの顧問弁護士の上健策先生です。日程は左記の通り予定しております。ご利用の際には、二日前までに予約が必要ですので、お気軽に事務局までお電話頂きますようお願い致します。

※一月は第一木曜日が新年早々の為第二木曜日です。  
 ※十一月は第一木曜日が祝日の為第二木曜日です。



## ※年末年始休暇のお知らせ※

令和3年12月29日(水) ~ 令和4年1月4日(火)



上記7日間年末年始休暇のため休業いたします。尚、休暇中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。

## ※メールアドレスご登録のお願い※

業務効率の改善や環境保全の観点からペーパレス化の推進と、令和3年10月より改訂となった普通郵便の諸事情(土曜日配達休止等々)をふまえて、さらなるサービス向上を図るべく、組合員・会員の皆様への様々なご連絡に電子メールを活用したいと考えております。別紙ご案内文に貴事業所のメールアドレスをご記入いただき、経営センター宛にメールにて送信くださいますようお願い申し上げます。